

# 省エネルギー性能の優れた建設機械の導入に対する補助事業

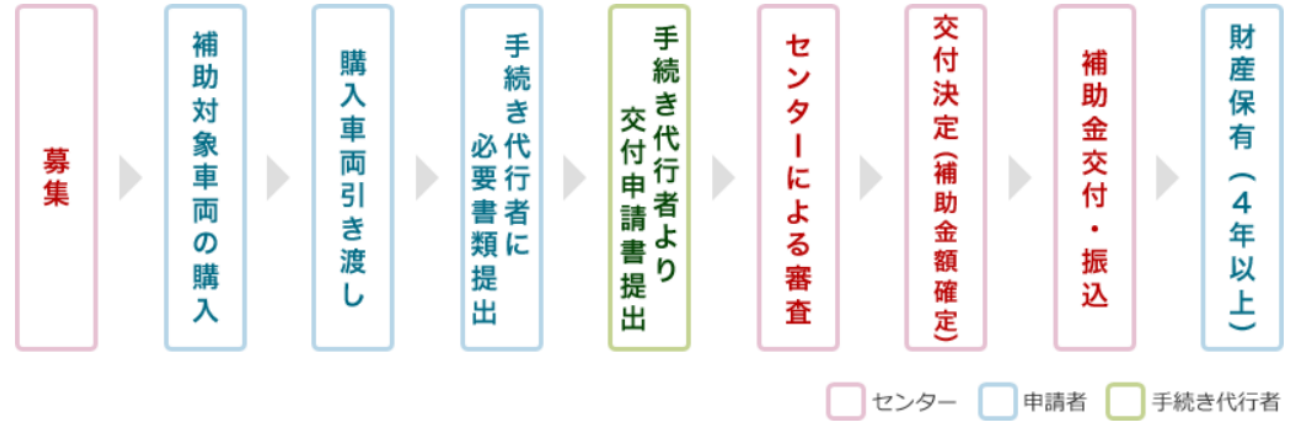
平成29年度予算案額 **14.1億円 (18.0億円)**

製造産業局 産業機械課  
03-3501-1691

事業の内容	事業イメージ
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械から排出されるCO2を抑制するため、環境性能に優れた省エネルギー型建設機械の新車購入に対して一部補助を行うことにより(※)、省エネルギー型建設機械の市場活性化や一層の省エネ性能等の向上を支援し、低炭素社会の実現に貢献します。</li> </ul> <p>※車両価格の目標水準を毎年度設定し、達成・未達成で補助率に差を設けます。</p> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、本事業を通じて、2030年(平成42年)において、建設機械出荷台数に占める省エネルギー型建設機械の普及率40%を目指します。</li> </ul> <p><b>条件(対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <div style="text-align: center;"> <p>国 → 補助 → 民間団体等 → 補助 → 民間企業等</p> <p>車両価格が目標水準を達成した場合9/10 その他の場合6/10</p> </div>	<p>① 国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械、かつ、排ガス四次規制(2011、2014年(平成23、26年))適合車について導入補助を行います。</p> <p>② 対象機種は、ハイブリッド等の機構を含め、上記の基準を達成している油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダーの3機種です。</p> <p>&lt;対象機種&gt;</p> <div style="text-align: center;"> <p>ハイブリッド油圧ショベル</p> <p>エンジン関連 燃料アシスト</p> <p>発電機モーター</p> <p>インバーター</p> <p>キャパシター</p> <p>電圧変動を吸収し、瞬時に蓄電・放電可能</p> <p>複合駆動</p> <p>複合駆動</p> <p>複合駆動</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>エレクトリックドライブブルドーザー</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ホイールローダー</p> </div> </div>

## 補助金申請から補助金交付までの流れ

この補助金は、補助対象車両を購入して引渡しを受けた事業者の皆様が、代金全額をお支払いいただいた後に、原則として手続き代行者を通じて交付申請を行っていただくことから始まります。その後、センターにおいて審査を行い、補助に該当する車両については補助金額を算定し、交付決定の通知を発送、その後、補助金交付・振込みの手順となります。以下に、申請の要件等の内容を、申請手順に沿って記述してありますので、ご参照ください。



## 募集期間

- (1) 補助金の募集期間は、平成29年5月16日(火)から平成30年3月14日(水)までです。この間に、所定の申請書類一式がセンターに、郵送または宅配便にて到着したものが対象となります。(必着)
- (2) 補助金の交付対象は、平成29年4月1日(土)以降に購入契約を結び、補助対象機械の引渡しを受け、代金全額の支払いが完了した日から1ヶ月以内に交付申請があったものです。一方、交付対象の最終は、平成30年3月7日(水)までに全額の支払いが完了しているものとなります。この場合は、募集期間の終期が3月14日(水)ですので、この間に所定の申請書類一式をそろえていただくことが求められますので、ご注意をお願いいたします。
- (3) なお、募集開始前の平成29年4月1日(月)から平成29年5月16日(火)までの間に、契約、引渡し及び代金全額の支払が完了している購入契約については、6月15日(木)までに申請をいただければ交付審査の対象となります。
- (4) 申請書類の不備等がありますと受付ができず、再提出後の審査となりますので、時期によっては、間に合わなくなる可能性がありますので、ご提出前の申請書類の再確認をお願いいたします。
- (5) 公募期間中に予算が不足する場合の措置
  - 1) 平成27年度省エネルギー型建設機械導入補助事業では、公募期間内に予算が超過し、一部の申請案件に対し、補助交付金額を減額するという按分措置を実施いたしました。
  - 2) 平成29年度事業においても、公募期間中に予算が不足するおそれがあると見込まれる場合には、減額対象期間を設定して公表します。当該期間内に申請された案件の補助申請総額の合計が残予算額を超過した場合には、当該期間中の申請案件を対象に、按分等により、補助金額を減額して交付いたします。
  - 3) 今後、予算の執行率(補助申請総額/予算額)については、ホームページにて掲載し、定期的に更新いたします。減額対象期間は、予算執行率が85%に達することが見込まれた時点で開始されるよう設定する予定です。本事業への申請にあたっては、予算執行率を十分ご確認の上、ご検討いただきますようお願いいたします。
- (6) 国による他の補助金と重複して申請することはできません。
- (7) 補助対象外の事業者
  - 1) 国、地方公共団体及び独立行政法人は補助対象外です。
  - 2) 建設機械販売業者は原則として対象外です。

## 補助率

補助金の額は、補助対象の機種として購入された省エネルギー型建設機械本体の購入価格と、その型式毎に定められた基準額および区分価格を基礎として、以下の方法により計算します。

- (1) 平成26年度、27年度、又は28年度に型式認定された機種
1. i. (省エネルギー型建設機械本体の購入価格-基準価格) × 補助率(9/10、又は6/10)
  2. ii. 上限額 (補助率 9/10) 300万円、又は、上限額 (補助率 6/10) 200万円
- ※型式毎の補助対象金額については、メーカー又は販売店にお問い合わせください。

- (2) 平成29年度に新たに型式認定が行われた機種
1. i. (省エネルギー型建設機械本体の購入価格-基準価格) × 補助率(6/10)
  2. ii. 上限額 300万円
- ※型式毎の補助対象金額については、メーカー又は販売店にお問い合わせください。

## お問合せ、書類送付先

一般財団法人製造科学技術センター 省エネ機械導入促進事業本部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号 虎ノ門実業会館9階  
電話：03-6257-3835 FAX：03-6257-3836  
メール問合せ：[info@eco-kenki.jp](mailto:info@eco-kenki.jp) URL：<http://www.eco-kenki.jp>